

日本歯科東洋医学会指導医制度施行細則

第1章 総則

第1条 日本歯科東洋医学会認定医・専門医・指導医制度規則の施行にあたり、指導医に関して同規則に定められた事項以外は、施行細則に従うものとする。

第2章 指導医資格

第2条 3年以上の専門医歴を有するか、歯科東洋医学に係わる大学専任教員歴を有し、理事2名以上の推薦書を認定委員会に提出し、認定委員会の推薦を経て常任理事会、理事会で承認を受けた者とする。

令和元年以前に、大学専任教員でなく指導医になり専門医の資格がない場合は、専門医試験を受験し合格した後に、指導医として認定する。

第3条 指導医と認定された者は、申請書類を提出し、本会に登録申請を行わなければならない。

第4条 指導医は以下の業務を行う。

1. 認定医並びに認定医資格取得希望者への指導
2. 認定研修会および入門講習会における講習
3. 認定医更新研修会における講習
4. その他、認定研修に必要な事項

第3章 資格の更新

第5条 指導医資格の認定期間は6年間とし、引き続き認定を希望する者は、6年毎に資格の更新を行わなければならない。ただし、認定期限は認定医認定期限と一致するものとする。

2. 更新にあたっては、専門医の資格を持つ指導医は、専門医の更新に準ずるものとする。

3. 大学専任教員歴を有する指導医の更新は、認定委員会の審議を経て認定され、更新することが出来る。

第4章 申請の期日および登録日

第6条 指導医資格および更新の申請は、毎年3月末日までとする。

第7条 指導医資格の登録は1月1日に行う。

第5章 諸費用

第8条 指導医制度施行にかかわる手数料は次のように定める。

- | | |
|--------------|------------------|
| (1) 指導医申請料 | 1万円 |
| (2) 指導医登録料 | 2万円 |
| (3) 指導医更新手数料 | 2万円（認定医更新手数料を含む） |

第6章 その他

第9条 この細則の改定については、認定委員会の議を経て常任理事会の承認を得なければならない。

付 則

第1条 この施行細則は令和元年10月5日から施行する。